

おきなわ彩発見第3弾キャンペーン Q&A集 (4月21日時点) 追記および修正箇所は赤字にて記載

沖縄県・おきなわ彩発見キャンペーン事務局

NO	質問	回答	内容
1	キャンペーン期間はいつまでか？	令和3年3月10日から令和3年4月30日まで（5月1日チェックアウト分まで）の宿泊を伴う旅行商品が対象となります。 なお、沖縄県の発令する緊急事態宣言の期間の状況より、キャンペーン期間に変更する場合がございます。	0 1. キャンペーン期間
2	販売開始の3月10日より前に対象期間（令和3年3月10日～令和3年4月30日）の旅行を申し込んでいた場合は、補助対象となるか。	販売開始の3月10日以降にご予約申込が成立した、令和3年3月10日～令和3年4月30日の期間中に実施される旅行が補助の対象となります。	0 1. キャンペーン期間
3	キャンペーン利用の対象者は？	沖縄県内在住の方を対象とします。 県内在住の確認は以下のタイミングで行われます。 ①購入時：キャンペーン販売対象旅行会社等で対象旅行商品購入時に県内在住者である旨を証明できる書類をご提示ください。 ②宿泊施設チェックイン時：宿泊施設チェックインの際に購入時と同じ書類をご提示ください。 詳しくは、キャンペーン販売対象旅行会社等でご確認ください。	0 2. 利用対象者
4	旅行参加者の代表者（申込・購入）が県内在住者であればよいのか？	本事業の補助を受ける利用者全員が県内在住者である必要があります。県内在住者でない方は本事業の補助を受けることはできません。	0 2. 利用対象者
5	県内在住であることを確認する書類とは？	・運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（個人番号カード）など本人を確認でき県内住所が記載されている公的書類。 詳しくは、WEBページに掲載する【県内在住者確認書類に関するご案内】を参照してください。	0 2. 利用対象者
6	子供の本人確認はどのようにするか？	住民票、マイナンバーカード等公的証明書、健康保険証などで本人確認を行ってください。	0 2. 利用対象者
7	障害者手帳等を持っていて、有料観光施設が無料または割引がある。旅行会社でそれらを見せたらその割引等を行ってくれるか？	障害者割引にかかる対応については、各旅行会社にお問い合わせください。	0 2. 利用対象者
8	卒業旅行で利用したいが、参加者全員未成年者でも可能か？	補助対象にはなりますが未成年者のみでの本事業補助対象の旅行商品の申込については、各参加事業者にご確認ください。	0 2. 利用対象者
9	「おきなわ彩発見キャンペーン」を申し込むにはどうしたらよいか？	本事業の参加事業者をご確認いただき、参加事業者が販売する旅行商品から希望するものお申込みください。（受付方法は各参加事業者にご確認ください） 当キャンペーンサイト内の ・「おきなわ彩発見」ご利用までの3ステップ ・「おきなわ彩発見」販売対象事業者（旅行会社等） をご確認ください。	0 3. 利用方法
10	利用回数等の制限はあるのか。	1回の宿泊上限はありません。また、利用回数に制限もありません。	0 3. 利用方法
11	RICCAの登録ができない場合（スマートフォンを持っていない、またはLINEのアプリをダウンロードしていないなど）は、補助の対象外になるのか。	新型コロナウイルス感染症対策の一環として、本キャンペーンを利用される代表者のRICCAの登録を必須としており、スマートフォンを持っていない場合を除き、RICCAのご登録をお願い致します。なお、QRコードの読み込みについて利用者への周知をお願いします。	0 3. 利用方法
12	今回のキャンペーンはビジネスでも利用可能か？	ビジネスでの利用も可能です。	0 3. 利用方法
13	OTAにおいて本事業の補助対象となる旅行商品を販売することは可能か。	県より許可されたOTA事業者については、本事業の補助対象となる旅行商品を販売することができます。	0 4. 販売方法について
14	1人当たりの販売価格は税込みの価格ですか？	消費税・サービス料込みの価格です。	0 4. 販売方法について
15	OTAのサイト内に本事業の参加事業者の旅行商品を掲載し、予約受付および販売してよいか。	販売できるのは、県より許可された参加事業者および参加事業者と代理販売契約を結ぶ旅行会社のみとなります。本事業の許可されていない事業者のOTAサイトにて旅行会社を掲載し、予約受付および販売することは不可とします。	0 4. 販売方法について
16	本事業の補助対象となる旅行商品の販売告知はいつから実施できますか。	補助交付通知後、3月10日より販売開始となるため、3月10日以降での販売告知をお願い致します。	0 4. 販売方法について

NO	質問	回答	内容
17	チラシ等におきなわ彩発見キャンペーンのロゴは記載は必要ですか。	参加事業者は補助の対象となる旅行商品のチラシやパンフレットに、ロゴや「おきなわ彩発見キャンペーン」を記載をする必要があります。	04. 販売方法について
18	補助額が平日と週末・祝前日で違うのはなぜか？	週末や祝前日の利用が多くなることが予想されるため、密を避けて利用いただけるように、平日と週末・祝前日に分けております。	05. 補助について
19	補助額は、1人当たりの金額なのか？1泊ごと適用されるのか？	補助金は1人1泊あたりの補助金額です。	05. 補助について
20	利用者が助成金を申請するのか？	本事業の参加事業者が、補助前旅行代金から補助金額を差し引いた金額（補助後旅行代金）にて利用者に請求いたします。 利用者は補助申請はする必要はありません。	05. 補助について
21	連泊の場合の補助額の考え方は？	補助額は、1人1泊あたりの金額になります。 例1：平日（日曜～木曜日）に1人1泊6,000円の宿泊施設に2泊する場合、補助額は、6,000円（1泊あたりの価格）×80%（補助率）×2（泊）＝9,600円 例2：平日（日曜～木曜日）に1人1泊12,000円の宿泊施設に2泊する場合、補助額は、8,000円（補助上限額）×2（泊）＝16,000円 （12,000円（1泊あたりの価格）×80%（補助率）＝9,600円となり、補助上限8,000円適用） 例3：平日（日曜～木曜日）から週末（金曜、土曜および祝前日）かけて、1人1泊10,000円の宿泊施設に2泊する場合、補助額は、平日10,000円（1泊あたりの価格）×80%（補助率）＋休日10,000円（1泊あたりの価格）×80%（補助率）＝8,000円＋5,000円⇒13,000円 例4：2泊3日30,000円の「宿泊＋α」を利用する場合、補助額は、15,000円（1泊あたりの価格）×80%（補助率）×2（泊）＝24,000円	05. 補助について
22	修学旅行等を引率する教員の方も補助の対象となるか。	公費で修学旅行等を引率する教員につきましては、本事業の対象外とさせていただきます。	05. 補助について
23	添い寝プランなどの旅行代金がかからない乳児等は補助の対象になるか。	旅行代金がかからない乳児等は補助の対象になりません。	05. 補助について
24	交付された補助金額の執行において、6割は宿泊＋αの旅行商品を販売する必要があるが、宿泊＋αの補助金執行は6割以上でもよいか。	宿泊＋αを6割以上販売することは可能です。本事業補助金交付要綱別表の補助要件2.に記載しております。	05. 補助について
25	「宿泊＋α」の旅行商品を6割以上販売する必要があると思うが、補助金交付決定額または補助金交付額（実績額）のどちらの6割以上となるのか。	補助金交付額（実績）の6割以上を「宿泊＋α」を販売してください。万が一、宿泊のみの旅行商品の販売実績が4割を超えた分の金額については、参加事業者での自己負担となります。	05. 補助について
26	2泊3日で宿泊商品＋αを利用する場合、補助上限額はいくらか	「宿泊＋α」における1泊あたりの補助上限額は16,000円となります。複数泊の場合、泊数で割った1泊あたりの価格にて補助金額を算出してください。	05. 補助について
27	お客様が当日アクティビティを利用できなかった場合補助対象となるのか	宿泊＋αの利用できなかった場合に利用者から返金がある場合、旅行代金変更となるため、返金後の補助前旅行代金に補助額を適用し、差額の返金もしくは徴収を販売事業者でご対応ください。ただし、本事業の趣旨が観光業界支援となっており、本事業を利用される方には＋αの内容を利用いただくよう周知をお願い致します。 ※宿泊＋αの利用ができなかった場合、「宿泊＋α」から「宿泊のみ」となり、旅行代金変更となります。	05. 補助について
28	予約後にキャンセルが発生した場合、別の利用者にて利用することは可能か。	予約後にキャンセルが発生した場合、購入を希望する利用者に対し、補助金を適用することは可能です。ただし、補助金交付額（実績）の内、「宿泊＋α」の旅行商品を6割以上販売してください。	05. 補助について
29	補助の対象外となる旅行商品について「もとの宿泊代金を大幅に上回るような旅行商品」と記載がありますが、宿泊代金の基準があるのでしょうか？	特に基準はございませんが、おきなわ彩発見キャンペーンを利用するにもかかわらず通常の旅行代金とさほど変わらない旅行代金で販売するのは対象外となります。	05. 補助について
30	大人も子供も割引率は一緒か？	大人も子供ともに割引率および補助金上限額は同じになります。	05. 補助について
31	旅行商品購入時の販売（取扱）手数料について	販売（取扱）手数料を含め旅行商品代金全体に対して補助が適応されます。	05. 補助について
32	申請額を消化する前にキャンペーンが終了した場合、宿泊のみしか販売できていない場合は、確実に実際の消化金額を4割超えてしまうのですが、その際に不可抗力として超えた部分が事業者負担となるのでしょうか。	補助金交付後の宿泊のみでの補助利用は、補助金利用実績で4割となります。 例：交付額1,000万円（宿泊＋α 600万円 宿泊のみ 400万円） 実績額が300万円の場合、宿泊＋αは180万円、宿泊のみは120万円となります。 上記の場合、宿泊のみ300万円を先に販売して事業が終了した場合、180（300－120）万円は補助対象外となります。 ※宿泊のみを400万円販売できるだけでなく、実績額のうち6割以上は宿泊＋αを販売することになります。	05. 補助について

NO	質問	回答	内 容
33	既存の募集型企画旅行は対象となるか。	本事業期間中に実施される募集型企画旅行は補助対象となります。なお、本事業の補助対象であることを旅行商品の記載されたWEBサイト、チラシ等に明示してください。	0 6. 旅行形態
34	離島での宿泊を伴う旅行商品も対象になるのか？	離島での宿泊を伴う旅行商品も本事業の補助対象となります。なお、旅行商品造成・販売にあたっては、旅行先の各市町村の受入状況を確認の上、実施してください。	0 7. 対象商品について
35	航空券のみの利用は対象となるのか？	航空券のみの対象にはなりません。宿泊を伴う旅行商品が本事業の補助対象となります。	0 7. 対象商品について
36	宿泊のみの利用で対象となるのか？	宿泊のみ（宿泊施設内での飲食を含む）の旅行商品は補助対象となります。なお、宿泊のみの旅行商品は補助金交付決定額の内、4割まで販売することができます。	0 7. 対象商品について
37	キャンペーン開始日前に予約、または旅行商品代金を支払ったものは対象となるか？	対象にはなりません。交付決定通知に記載の日時から補助対象となる旅行商品の販売ができます。	0 7. 対象商品について
38	宿泊に加え、交通機関等と有料観光施設または体験・アクティビティを2つ以上組み込んだ、「宿泊+α」とあるが、利用者が希望に沿って組み込んでよいのか。	旅行商品に組み込む宿泊施設、交通機関、有料観光施設および体験・アクティビティについては、「沖縄県感染防止対策徹底宣言ステッカー（「シーサーステッカー」）を取得している事業者を選定してください。シーサーステッカーを取得していない宿泊施設等、交通機関、有料観光施設および体験・アクティビティが組み込まれた旅行商品は補助の対象外となります。	0 7. 対象商品について
39	ホテルでの「食事」は+αに当てはまるか。	宿泊施設内での飲食は、「+α」には当てはまりません。	0 7. 対象商品について
40	対象の旅行会社を通してホテルを予約し、自分で手配したタクシーに乗って移動して有料観光施設に遊びに行っても対象となるか。	旅行商品に「+α」の交通として、タクシー移動が組み込まれている場合は補助対象となります。本事業の利用者が個人で手配したものは補助対象にはなりません。	0 7. 対象商品について
41	ホエールウォッチングはアクティビティにあてはまりますか。それとも旅客船になりますか。	ホエールウォッチングは「+α」の体験・アクティビティに当てはまります。	0 7. 対象商品について
42	宿泊+ゴルフも対象となるか。	ゴルフプレーは「+α」の体験アクティビティに当てはまります。但しシーサーステッカーを取得したゴルフ場であることを確認し、選定してください。	0 7. 対象商品について
43	航空機を活用した遊覧飛行等を組み込んだ場合、対象となるか。	航空機を活用した遊覧飛行等は「+α」の体験・アクティビティに当てはまります。但しシーサーステッカーを取得した遊覧船等運航事業者であることを確認し、選定してください。	0 7. 対象商品について
44	クルーズ船を活用した移動、宿泊を組み込んだ場合、対象となるか。	クルーズ船は「+α」の体験・アクティビティに当てはまります。但し、シーサーステッカーを取得したクルーズ船運航事業者であることを確認し、選定してください。	0 7. 対象商品について
45	商品に組み込む観光施設は入場料及び利用料無料（公園）などでも良いか。	「+α」に組み込む観光施設は有料施設となります。なお、シーサーステッカーを取得した有料観光施設であることを確認し、選定してください。	0 7. 対象商品について
46	入場料と施設内レストランを組み合わせた施設利用券を旅行商品に組み込んで販売するのは良いか。	入場料と施設内レストランを組み合わせた施設利用券は、「宿泊+α」の有料観光施設に当てはまります。上記に加えて、陸上交通または体験・アクティビティを組み込んでください。なお、シーサーステッカーを取得した有料観光施設であることを確認し、選定してください。	0 7. 対象商品について
47	キャンピングカーは利用した旅行商品は補助の対象となりますか？	宿泊施設としてキャンピングカーを利用することは可能となります。ただし、キャンプ場での利用のみ補助の対象となります。なお、シーサーステッカーを取得したキャンプ場であることを確認し、選定してください。	0 7. 対象商品について
48	事前に予約した宿泊代金のほか、宿泊施設の滞在時に追加で注文および購入したものは補助の対象になるか？	旅行前に事前に予約を行っていたもののみが補助の対象となります。例えば、夕食および朝食付きの宿泊プランを申込を行っていた場合、夕食および朝食代金は補助の対象となりますが、宿泊施設滞在に追加で注文したサービスについては補助の対象外となります。	0 7. 対象商品について
49	修学旅行で申し込み可能か？	県内小中学校および高校等にて修学旅行として本事業補助を利用することは可能です。	0 7. 対象商品について
50	県内の小中学校等による修学旅行は、本事業の補助対象となるか。	補助対象となります。ただし、一部の市町村において市町村等から別途補助を受けている場合があります。この場合は、本事業の対象外となりますので、適用にあたっては、各市町村教育委員会等へご確認ください。	0 7. 対象商品について
51	民泊は対象になるのか。	シーサーステッカー事業者登録をしている民泊施設は旅行商品に組み込むことができます。	0 7. 対象商品について

NO	質問	回答	内容
52	宿泊+αに組み込まれた交通、有料観光施設、体験・アクティビティを利用者が利用しなかった場合は補助対象となるか。	本事業の趣旨が観光業界支援となっており、本事業を利用される方には+αの内容を利用いただくよう周知をお願い致します。	07. 対象商品について
53	宿泊+αに組み込まれた交通、有料観光施設、体験・アクティビティは旅行期間中に利用する必要があるか。	旅行期間中でなくとも利用可能です。悪天候により利用できない場合などの不可抗力の場合、キャンペーン期間中の再利用を利用者へ促してください。	07. 対象商品について
54	宿泊施設内にあるビーチや施設内での体験・アクティビティは宿泊+αに組み込まれるか。	宿泊施設内にあるビーチや施設内での体験・アクティビティは「+α」の体験・アクティビティに当てはまります。なお、シーサーステッカーを取得した体験・アクティビティ事業者であることを確認し、選定してください。	07. 対象商品について
55	宿泊+αとして、商品券等の金券を組み合わせことは可能か。	宿泊+αの内容は、交通、有料観光施設、体験・アクティビティとなっており、商品券等の金券やお土産引換券などを宿泊+αの内容として組み込むことはできません。	07. 対象商品について
56	航空券の手配は早割・団体いずれでも良いか	飛行機の手配は団体航空券・早割航空券いずれの手配も可能となります。一部対象外の割引もございます。例としましては、離島割引は「沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業」で補助を受けておりますので、対象外となります。詳細は各参加事業者にご確認ください。	07. 対象商品について
57	離島の商品を自社にて造成する場合既存の他社オプショナルツアーをセットにて販売可能か	この場合自社商品にて他社商品をプラスする形になるため補助対象外となります。	07. 対象商品について
58	運動場や体育館の使用料は、+αに当てはまるか。	有料観光施設ではないため、「+α」には当てはまりません。	07. 対象商品について
59	2泊3日で宿泊商品+αを利用する場合、2泊で+α商品4つ含める必要があるか	1泊につき+α商品を2つ含める必要があるため、2泊の場合は4つ含める必要があります。1泊につき宿泊商品+αの商品代金が20,000円以上の場合はこの限りではない。	07. 対象商品について
60	宿泊施設内でのアクティビティもプラスαにカウントできますか	宿泊施設内にあるビーチや施設内での体験・アクティビティは「+α」の体験・アクティビティに当てはまります。なお、シーサーステッカーを取得した体験・アクティビティ事業者であることを確認し、選定してください。ただし、同ホテルに宿泊する場合、宿泊施設直営のアクティビティや体験は「+α」に含まれません。	07. 対象商品について
61	船舶や航空機は往路で1つの+α、復路で1つの+αとカウントされるか。	航空・海上交通は旅行に行って帰る交通手段となり、往復および周遊においても1つと数えます。そのため連泊する場合、+α商品の補助を受けるためには、新たに+α商品を含める必要があります。ただし、旅行中に別の場所に船舶または航空機に移動した場合はそれぞれでカウントします。例：1日目 石垣島⇄竹富島 2日目 石垣島⇄西表島の場合、2つとして数える。	07. 対象商品について
62	料金変動型の商品の価格表示について 例 20,000円～40,000円の商品に対して補助上限額 16,000円という表示方法でも良いか	料金変動型の商品については、利用者が購入時に、補助前旅行代金および補助金額を明示し、販売を行ってください。価格表示については、本事業の取扱マニュアルのP11をご確認ください。	07. 対象商品について
63	ホテルが行うマナー講習や遊覧飛行は対象か？	遊覧飛行、遊覧船はアクティビティとして取り扱う。マナー講習は旅行中のアクティビティとして見なすことは難しいため不可となります。	07. 対象商品について
64	本事業の参加事業者のグループ会社が企画・造成した旅行商品を販売することは可能か。	旅行会社の場合、今回の補助対象は「沖縄県内に本社、支社又は営業所」がある事業者が補助対象であるため、グループ会社が販売する旅行商品は補助対象外となります。	07. 対象商品について
65	観光施設、体験・アクティビティ等で利用できる自社で企画・造成するクーポンを「宿泊+α」として組み合わせて販売することは可能か。	クーポンがどのような+α商品に使用されたか、明確に判断が可能な場合は+α商品として販売が可能です。事業者検査において確認ができない場合は補助対象外となります。なお、クーポンは枚数に関わらず、1つの+α商品とし、複数枚購入したとしても2つ扱いにはなりません。	07. 対象商品について
66	運動場や体育館の使用料は、+αに当てはまるか。	「就学援助」や「特別支援教育就学奨励費」がありますが、こちらの補助金と本事業の補助金を併用することはできません。修学旅行に関する補助金については各市町村の教育委員会にご確認ください。	07. 対象商品について
67	ホテル内エステは体験になりますか	ホテルと異なる運営事業者の場合は体験・アクティビティとして当てはまります。但しシーサーステッカーを取得した事業者であることを確認し、選定してください。	07. 対象商品について
68	「宿泊+α」において、有料観光施設の年間パスを+αとして組み合わせることは可能か。	「有料観光施設として組み込まれる」かつ「+αは旅行期間以外での利用可」により、+αとして組み合わせることができる	07. 対象商品について

NO	質問	回答	内容
69	エアーを含むパッケージツアーにて、4月30日旅行開始日とし、宿泊を延長し、5月2日に戻るよう復路便を延長した場合、補助の対象となりますでしょうか。	本事業は、宿泊日で判断するため、4月30日分の宿泊代金は補助対象、往復の飛行機も補助対象（+αにおける航空は往復で1つとして数えるため）復路が5月1日以降となっても可、ただし5月1日の宿泊代金はキャンペーン期間外になるため補助対象外となります。	07. 対象商品について
70	レンタルサイクルも陸上交通として補助の対象ということでよろしいでしょうか。	レンタサイクルも陸上交通に当てはまります。但しシーサステッカーを取得した事業者であることを確認し、選定してください。	07. 対象商品について
71	果物狩りについて、体験・アクティビティになりますか。	アクティビティになります。果物農園について通常は農園であり、果物を自分でとって食べる体験があることで観光施設となります。但しシーサステッカーを取得した施設であることを確認し、選定してください。	07. 対象商品について
72	「宿泊+α」において、有料観光施設に施設内でのアクティビティが含まれる場合、観光施設として1つになるのか、それとも観光施設として1つ&体験・アクティビティとして1つ（合計2つとしてカウント）のどちらになりますか	有料観光施設と同じ事業者（グループ会社含む）が運営するアクティビティについては観光施設のみとして取り扱います。ただし、異なる運営事業者の場合は2つとして取り扱います。	07. 対象商品について
73	温泉・プールは+αの有料施設ですか？体験・アクティビティですか？	温泉・プールは+αの体験・アクティビティに入ります。沖縄県感染防止対策徹底宣言ステッカー（「シーサステッカー」）を取得している事業者を選定してください。	07. 対象商品について
74	ディナーショーは体験・アクティビティに入るかどうか	ディナーショーは体験・アクティビティに入ります。沖縄県感染防止対策徹底宣言ステッカー（「シーサステッカー」）を取得している事業者を選定してください。	07. 対象商品について
75	ツアーに組み込む観光施設は、シーサステッカーを申請し、施設で掲示する必要があるか。	ツアーで利用するすべての施設（休憩など一次施設は除く）は、シーサステッカー事業者登録を行い、施設内で掲示する必要があります。	08. シーサステッカー
76	再度、緊急事態宣言が発令された場合はどうなるのか？	緊急事態宣言が発令された場合は、本事業は一時停止になります。	09. 緊急事態宣言の発令
77	事業中止された場合、キャンセル料に伴う損害は補填されますか？	事業中止された場合、キャンセル料の補填はございません。	09. 緊急事態宣言の発令
78	旅行者都合によるキャンセル料は本事業で補填されますか？	自己都合によるキャンセル料の補填は本事業の対象外です。本事業の補助対象となる各旅行会社の旅行約款等による取り扱いとなります。	09. 緊急事態宣言の発令
79	GoToキャンペーンや併用は可能か？ハビトクーポンは利用可能か？市町村からの補助を併用させることは可能か？	GoToキャンペーンおよびハビ・トク沖縄クーポンとの併用は不可となります。また、市町村からの補助（プレミアム付き商品券など）との併用も不可となります。	10. 国・県・市町村の補助併用
80	市町村からの修学旅行に関する補助はどのようなものがあるか。	「就学援助」や「特別支援教育就学奨励費」がありますが、こちらの補助金と本事業の補助金を併用することはできません。修学旅行に関する補助金については各市町村の教育委員会にご確認ください。	10. 国・県・市町村の補助併用
81	証憑書類をWEBで通知している場合は、紙等へ印刷の上、保管する必要があるか。	証憑書類は書類またはデータでの保管をお願いします。ただし、沖縄県からの通知文書は原本にて保管してください。	11. 証憑書類
82	5年間保管する必要がある「証憑類」はどのようなものか。	本事業の証憑類について ①旅行の催行が確認できる旅程表またはパウチャー ②参加者名簿 ③お客さまへ発行した以下の内容が記載された書類 旅行商品名、旅行利用日、人数、割引前旅行代金、補助金額 例：上記項目が記載されたお客様へのご請求書、販売内訳書、予約確認票、領収書等のいずれか ④募集型企画旅行については、ツアー内容が確認できる旅行企画書 ⑤受注型企画旅行については、お客さまとの契約書および見積書内訳書 ⑥手配旅行については、宿泊施設および交通、アクティビティ、観光施設利用、宿泊施設以外の飲食を手配したことが確認できる書類（例：手配申込書および応諾書等）	11. 証憑書類
83	様式第1号2の補助金交付申請額は希望額を入力すればいいか	自社においては、自社にて利用者に対し、アンケート回答を周知してください。ホールセラーについては、販売先に周知をしてください。なお、手配した宿泊施設へのアンケート回答依頼を周知してください。周知にあってのデータツールは事業開始までに本事業WEBサイト上に掲載いたしますので、ご利用をお願いします。	11. 証憑書類

NO	質問	回答	内容
84	宿泊施設からもキャンペーン事業の申し込みが可能か	対象事業者は旅行業の登録を受けた旅行者及び旅行者代理業者であり、県内在住者のみへの商品販売対応が可能であり、次の①～③のいずれかに該当するもの①旅行会社、②OTA、③沖縄県内観光協会となります。本事業取扱マニュアルのP1をご確認ください。	1 2. 参加申請について